

事 務 連 絡  
平成22年 3月 4日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県高齢者医療主管部（局）  
高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成22年1月29日付け官報（第5242号）に掲載された「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第40号）について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

平成二十二年一月二十九日厚生労働省告示第四十号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）

ページ	段	行	
誤	五	下	<p>終わりから六</p> <p>第二号中「又はペメトレキシドナトリウム水和物（切除不能な進行又は再発の非小細胞肺がんの患者に投与するものに限る。）」を「ペメトレキシドナトリウム水和物（切除不能な進行又は再発の非小細胞肺がんの患者に投与するものに限る。）」、アダリムマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬及び関節症性乾癬の患者に投与するものに限る。）又はインフリキシマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症の患者に投与するものに限る。）」に改める。</p>
正	五	下	<p>第二号中「又はペメトレキシドナトリウム水和物（切除不能な進行又は再発の非小細胞肺がんの患者に投与するものに限る。）」を「ペメトレキシドナトリウム水和物（切除不能な進行又は再発の非小細胞肺がんの患者に投与するものに限る。）」、乾燥スルホ化人免疫グロブリン（チャイグ・ストラウス症候群又はアレギー性肉芽腫性血管炎による神経障害（ステロイド剤の投与による効果が不十分な場合に限る。）の改善のために投与するものに限る。）」、アダリムマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬及び関節症性乾癬の患者に投与するものに限る。）又はインフリキシマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症の患者に投与するものに限る。）」に改める。</p>